

中小・ベンチャー企業の知的財産を巡る諸問題とその対応策（案）に対する意見

平成 17 年 3 月 18 日  
東京都知的財産総合センター  
所長 橋本 正 敬

事務局が作成した対応策とそれに対する各省庁の意見に対し、項目毎に意見を提出する。  
また、追加の意見例についても提出する。

1. 創造分野

(1) 産学連携における問題・障害の解決

< 契約の柔軟化 > について

(意見例) に次を追加

- ・ 商業的に実績の有る特許、ノウハウを前提とした条件を要求されることが多いようである。大学の発明が初期的な技術であることが十分に反映した条件でないと、産学連携にブレーキをかける。

【経産省意見】に対する意見

後段に“日本版AUTM等の場を通じて”とあるが、日本版AUTMがAUTMのように純然たる民間団体ではなく、また、実務者の団体でもないとするれば、情報共有の場としての機能を期待するのは無理なので、むしろ共有された情報にもとづく弾力的な運用を推進する役割を担うべきであろう。

< 契約事務体制の強化 > について

(意見例) に次を追加

- ・ 大学事務職員の役所的な対応が最大のネックと思われるので、産学連携に関連する契約についてはTLOや知的財産本部の判断でこれを締結できるようにした方が良い。

< 秘密保持の徹底について >

(意見例) に次を追加

- ・ 企業の知的財産（技術ノウハウ）を尊重することは、産学連携の前提であろう。

(2) 産学連携の円滑化

< 橋渡し機能の強化 > について

(意見例) に次を追加

- ・ 産学連携推進のための組織は出来る限りシンプルであるのが良い。特に中小・ベンチャーとの間では人と人との直接のつながりが重要である。
- ・ 大学の研究者のなかで 1) 産学連携の意義を正しく理解し、2) 産業界と良い関係を持ち、かつ 3) 技術移転活動に協力的な方が一人でも多く育つことが先決であろう。
- ・ 商社やコンサルタントも育っているとは言えず、また、ビジネスであり、社会奉仕を目的としているのではないことに留意しなければならない。

【文部科学省意見】に対する意見

公的研究機関および公設試験所が橋渡し機能を果たせるかどうか甚だ疑問である。

【経産省意見】に対する意見

研究者、企業関係者の参加が減る傾向がある大会議はそろそろ中止し、産学のマッチングに重点を置く実質的な場を設けるべき。

<特許情報へのアクセス機能の強化> について

(意見例) に次を追加

- ・ 先ず、I P D L を、検索スピード、検索機能(検索項目段数)および印刷機能の面で強化すべき。その上で、大学でI P D L が十分に使用されるようになったらアクセス環境を高度化すれば良い。

2. 保護分野

(2) 利用者側に立った制度等の改善

<利用者側に立った制度の改善> について

対応策に対する意見

の本文中、“米国のような一部継続出願の導入”及び“国内優先制度の優先期間の延長”については、中小企業にとって必要かつ有用と思われるが、同時に大企業がこれを戦略的に活用し中小企業が困るケースの方が多いと予想され、また、権利が不確定となり第三者が困るという面もあるので、慎重な検討が必要である。

(3) 中小・ベンチャー企業に対する支援

(イ) 中小・ベンチャー企業の負担の軽減

<出願に係る費用負担の軽減、手続の簡素化> について

【経産省意見】

“特許制度が本来的に制度利用者からの料金により必要な経費を賄う制度”の部分  
国の会計制度上ある時点でその制度を選択した筈で、本来的か否かについては疑問があり、また、制度選択の時点で米国のように配慮されるべきであったともいえよう。

とすれば、出来ない理由を説明するのではなく、どのようにすれば負担の軽減と手続きの簡素化に繋がるかを検討し、早急に実施に移すべきであろう。

制度の枠内で検討するとしても、制度利用者が支払っている料金が必要な経費以外に支払われている部分があるのでは？

様々な事業のための経費は、審査等に直接必要な経費とはいえないのでは？

更に、事業のなかには (i) 所期の目的を達した事業、(ii) 十分な効果を挙げているとはいえない事業もあろう。

こうした点を制度利用者の評価をもとに精査することも有用であろう。

“総合的な中小企業支援策を講じていく”の部分

総合的などという観点も重要であるが、これまでも様々なメニューはあるものの必ずしも中小企業から十分に評価されているものが多いとはいえない。

総花的な支援よりも中小企業が本当に評価する施策（例：早期審査）をひとつずつ積み上げることが求められているのではなかろうか？

そのためにも中小企業や中小企業との密着度の高い地方公共団体の意見をもっと活かしていただきたい。

< 海外出願に対する助成 > について

（意見例）に次を追加

- ・ 中小企業も国際競争のなかで事業を発展させなければならず、海外で特許を取得することが必須となっている。
- ・ 東京都の外国特許出願費用助成事業は、上手く活用され、中小企業から評価されている。

（口）中小・ベンチャー企業に対する相談窓口の整備

< 弁理士情報の提供 > について

対応策に対する意見

の本文中で、日本弁理士会の積極的協力につき記述すべき

【経産省意見】に対する意見

全国8箇所の既存窓口では、機能するとは思えない。

< 中小企業の経営戦略に根ざした知財戦略の支援 > について

対応策に対する意見

にコンサルタントや弁理士等とあるが、知財戦略実務経験者とした方が良い。コンサルタントは実務経験者を想定しているであろうし、弁理士は、実務経験者が少ない上に、積極的に知財戦略に協力しようという方が限られているので、現状では除外するのが正解であろう。

#### (4) 国内における知的財産権侵害対策の強化

##### <知財尊重の徹底> について

###### 対応策に対する意見

および については、大企業に限らず、国、地方公共団体においても競争入札との関係で、また、大学においても企業の発明、ノウハウの取扱いの関係で、不当な扱いが行われている例が見受けられる。従って、知財立国の基本理念が「自分の権利を正当に主張すると同時に、他人の正当な権利を尊重する」ところにあるという上位概念のもとに再検討されることを希望する。

中小企業の知財に限定しなくなるので問題が拡散するが、知財バブルという現象の発生を抑える上でも基本的な事項を抑えて置くことは重要であろう。

参考：当センターでの次のような相談例から判断すると、公的な相談窓口を設けることがある範囲で有効なようです。

- a . 大企業の窓口に対し社内の知的財産部門とも協議するよう依頼するよう相談者にアドバイスした事例
- b . 相談者が自らの判断で当センターに相談していることを匂わせた事例
- c . 相談者が相手方に当センターを訪問するよう勧めた事例

### 3 . 活用分野

#### (1) 地域における知的財産権の取扱い

##### (意見例) に追加

- ・ 地方自治体の制度、運用は、国の制度、運用に準じて作られているので、国の制度自体を見直し、既に改善された部分はそれについての説明を付して通知することが必要である。